

5 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

国への提案事項

災害救助法の適用等に関する見直し

- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健・福祉活動について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府，厚生労働省】

5 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

○ 法の適用

・平成30年7月豪雨災害

| | |
|------|---|
| 適用日 | 平成30年7月5日 |
| 適用地域 | 広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町 |
| 救助内容 | 避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・飲料水・生活必需品の給与, 医療, 住宅の応急修理等 |

・令和3年8月11日からの大雨による災害

| | |
|------|--|
| 適用日 | 令和3年8月12日 |
| 適用地域 | 広島市, 三次市, 安芸高田市, 北広島町 |
| 救助内容 | 避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・飲料水・生活必需品の給与, 住宅の応急修理等 |

※令和4年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

○ 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。

- ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
- ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題/目標

【災害救助法】

● 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加

【指定緊急避難場所・指定避難所等の開設・運営費用】

● 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受け入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費が自治体の負担となっており、支援制度の創設が必要

令和4年度予算要求の状況

◆防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
45億円(前年度比77.3%)